

# 組織体制の見直しに伴う 実施計画Ⅲの変更について

---

**TEPCO**

2022年1月25日

東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 背景及び変更の概要

- 柏崎刈羽原子力発電所における「IDカード不正使用」や「核物質防護設備の機能の一部喪失」の事案において、「核物質防護部門の管理者が現場実態を把握できていなかったこと」、「防護管理グループ、本社主管部、発電所上層部は課題を把握・是正できていなかったこと」等を背後要因として確認。
- 改善措置計画における核物質防護およびサイバーセキュリティの強化のため、柏崎刈羽原子力発電所と同様に組織の見直しを行い、新組織を設置する。
- 核物質防護部門の一部については、保全区域及び周辺監視区域の管理等を担っていることから、保安に関する組織に位置付けられており、本組織見直しに伴い、以下の通り実施計画の変更を行う。

実施計画Ⅲ第1編（第2編）記載箇所	変更内容
（保安に関する組織） 第4条（第4条）  （保安に関する職務） 第5条第2項（第5条第2項）	<ul style="list-style-type: none"><li>・所長の直下に「セキュリティ管理部」を新設し記載追加</li><li>・組織図において、同部を業務統括室の次に配置（これより以降の部・グループの番号が変更）</li><li>・（48）防護管理グループを「（4）核セキュリティ運営管理グループ」と「（5）核セキュリティ施設運用グループ」に分割し、防災安全部からセキュリティ管理部へ移管</li><li>・（49）サイバーセキュリティグループを「（6）サイバーセキュリティグループ」とし、セキュリティ管理部へ移管</li></ul>
（管理対象区域への出入管理） 第52条第2項（第95条第2項） 第52条第4項（第95条第4項）	<ul style="list-style-type: none"><li>・防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更</li></ul>
（保全区域） 第56条第2項（第97条第2項）	<ul style="list-style-type: none"><li>・防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更</li></ul>
（周辺監視区域） 第57条第2項（第98条第2項）	<ul style="list-style-type: none"><li>・防護管理GMを「核セキュリティ運営管理GM」に変更</li></ul>

# 参考：新設グループの職務・業務内容

## 【現行】

 ：保安に関する職務範囲

グループ名	職務	業務内容
防護管理グループ	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	・周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内の警備</li> <li>・ 不法行為の早期発見・拡大阻止</li> <li>・ 発電所構内・港湾施設等への出入管理</li> <li>・ 設備防護措置(防護管理計画の策定)</li> <li>・ 侵入防止措置の実施等の防護施設の運用管理</li> <li>・ 関係官庁との連携強化</li> <li>・ 発電所構内・防護区域等の入域許可</li> <li>・ 個人の信頼性確認</li> <li>・ 入域許可関連設備・機材の管理（個人データベースの管理含む）</li> </ul>

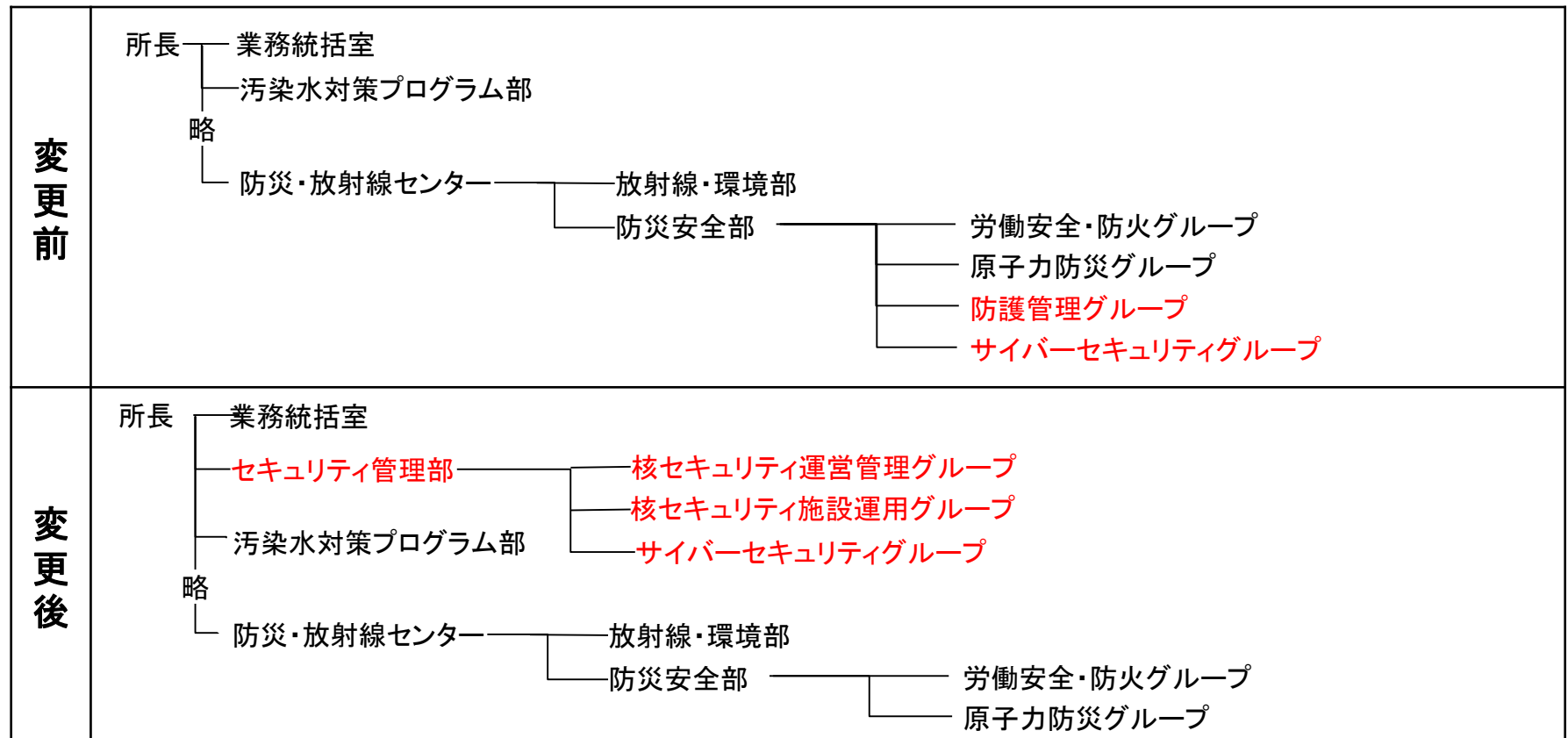
## 【変更後】

グループ名	職務	業務内容
核セキュリティ運営管理グループ (旧防護管理グループ)	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	・周辺監視区域並びに保全区域の境界の管理
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備防護措置(防護管理計画の策定)</li> <li>・ 関係官庁との連携強化</li> <li>・ 発電所構内・防護区域等の入域許可</li> <li>・ 個人の信頼性確認</li> <li>・ 入域許可関連設備・機材の管理（個人データベースの管理含む）</li> </ul>
核セキュリティ施設運用グループ	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	周辺監視区域並びに保全区域の境界の設備の運用
	その他の職務※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内の警備</li> <li>・ 不法行為の早期発見・拡大阻止</li> <li>・ 発電所構内・港湾施設等への出入管理</li> <li>・ 侵入防止措置の実施等の防護施設の運用管理</li> </ul>

※：核物質防護に係る詳細業務分掌は、実施計画Ⅳの中で整理する。

## 参考：第1編第4条（第2編第4条）の変更

- ・ 所長直下にセキュリティ管理部を新設。
- ・ 防護管理Gを分割し、防護本部及び委託警備を管理する核セキュリティ施設運用グループの新設と、防護管理グループの核セキュリティ運営管理グループへの改称
- ・ これら2グループとサイバーセキュリティグループをセキュリティ管理部に配置



※放射線障害予防規程の第3条(組織)別表1についても実施計画に合わせる。

## 参考：実施計画Ⅲ第1編（第2編）各条の変更

- ・ 防護管理グループを核セキュリティ運営管理グループに変更
- ・ 組織図変更に伴い、第5条第2項の各職務の号数を変更

変更前	変更後
<p>第1編第5条第2項(第2編第5条第2項)            (3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(4) 汚染水対策プログラム部は、……を行う。</u>            ～<u>(47) 原子力防災グループは……行う。</u></p> <p><u>(48) 防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(49) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p>	<p>第1編第5条第2項第48号(第2編第5条第2項)            (3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(4) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(5) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域並びに保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 汚染水対策プログラム部は、……を行う。</u>            ～<u>(50) 原子力防災グループは……行う。</u></p>

※放射線障害予防規程の第4条(職務)についても実施計画に合わせる。

# 参考：実施計画Ⅲ第1編（第2編）各条の変更

変更前	変更後
<p>第1編第52条(第2編95条)</p> <p>2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、<b>防護管理GM</b>が、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、<b>防護管理GM</b>が周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>第1編第52条(第2編95条)</p> <p>2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、<b>核セキュリティ運営管理GM</b>が、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、<b>核セキュリティ運営管理GM</b>が周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>第1編第56条(第2編第97条)</p> <p>2. <b>防護管理GM</b>は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>第1編第56条(第2編第97条)</p> <p>2. <b>核セキュリティ運営管理GM</b>は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>
<p>第1編第57条(第2編第98条)</p> <p>2. <b>防護管理GM</b>は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>第1編第57条(第2編第98条)</p> <p>2. <b>核セキュリティ運営管理GM</b>は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>

# 参考：実施計画Ⅲ第1編（第2編）の附則の変更

変更前	変更後
<p>第1編 附則</p> <p>記載なし</p>	<p>第1編 附則</p> <p>附則( ) (施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</p> <p>2. 第4条, 第5条, 第52条, 第56条及び第57条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画(Ⅳ 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p>
<p>第2編 附則</p> <p>記載なし</p>	<p>第2編 附則</p> <p>附則( ) (施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</p> <p>2. 第4条, 第5条, 第95条, 第97条及び第98条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画(Ⅳ 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p>